

独立行政法人空港周辺整備機構
平成17年度業務実績評価調書

平成18年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成17年度業務実績評価調書：空港周辺整備機構

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成17年度計画			
<p>1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1)組織運営の効率化</p> <p>事務事業の効率化の観点から、独立行政法人化の時点で、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。</p> <p>共同住宅の新規建設は廃止したが、既存住宅の維持管理業務は継続し、処分に関する業務が新たに生ずることから、共同住宅担当組織は従来どおりとする。</p>	<p>1.業務運営の効率化に関する年度計画</p> <p>(1)組織運営の効率化</p> <p>さらなる事務事業の効率化の観点から大阪国際空港事業本部総務部管財調達課所掌の共同住宅事業の業務を事業第一部再開発事業課で分掌することとし、再開発事業課を固有事業課として再編する。</p>	3	<p>組織運営の効率化に向け、年度計画に沿った再編が行われた。</p>	
<p>(2)人材の活用</p> <p>機構組織全体について、国・府・県・市との人事交流を推進し、若い人材を任用するなどにより組織を活性化する。</p>	<p>(2)人材の活用</p> <p>若い人材を任用し、確実に組織の活性化が図られるよう、国・府・県・市の人事異動計画策定期間に綿密な調整・協議を引き続き行うとともに、業務の実情に応じた人材の確保に努める。</p>	4	<p>派遣元との調整・協議によって、職員の若返りが図られている。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成17年度計画			
<p>3)業務運営の効率化 代替地造成事業の効率化</p> <p>イ 大阪については、代替地の保有区画数は1区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。 また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。</p> <p>ロ 福岡については、代替地の保有区画数は2区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。 また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。</p> <p>ハ 一般処分を行う場合は、ホームページへの掲載、地元広報誌等への情報提供を実施するとともに、自治体等の公共代替地への提供も行う。</p>	<p>(3)業務運営の効率化 代替地造成事業の効率化</p> <p>各事業本部において、移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。 また、現在保有している福岡の代替地については、引き続き需給動向を勘案のうえ、自治体等への優先譲渡のほか、必要に応じて一般処分を行う。</p>	4	<p>需要動向も検討しつつ、すべての保有代替地を処分したことは、管理費の累増を回避する点から評価できる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成17年度計画			
<p>共同住宅</p> <p>イ 採算性を検討し、現状及び見通しを公表する。</p> <p>ロ 熊野町住宅については、一般処分に向けて入居者の移転を進める。</p> <p>ハ 戸別処分を行う小中島住宅については6戸以上を処分する。</p> <p>ニ 服部本町住宅の空家については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸の拡大を図っていくことにより、空家率を4%以下にする。 利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸を拡大し、空室率を25%以下にする。</p>	<p>共同住宅</p> <p>イ ホームページにおいて公表している採算性の現状及び見通しを必要に応じて更新する。</p> <p>ロ 熊野町住宅については、一棟処分(入居者付き)に向けて入居資格者以外への賃貸を実施し、入居率の向上を図る。</p> <p>ハ 戸別処分を行う小中島住宅については、2戸を処分する。</p> <p>ニ 服部本町住宅及び利倉西住宅(第1、第2、第3)については、入居資格者以外への賃貸を実施し、入居率の向上を図る。</p>	5	<p>入居率の向上、戸別処分を進めながら、価格、売却条件の情報収集や売却単位の分析等を精力的に行うことにより、「特殊法人等整理合理化計画」に記された早期処分を全棟一括で達成したことは、特筆すべき優れた成果であると言える。簿価には若干及ばないものの、鑑定評価額を大きく上回る売却額を確保し、今後も見込まれる損失の発生を防いだことも評価される。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成17年度計画			
<p>事業費の抑制 事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%以上（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%以上）に相当する額を削減する。</p>	<p>事業費の抑制 事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、コストの縮減等を推進する。 また、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものについては、事務処理の最盛期にあたるため、当面、集中的な執行を行う。</p>	3	コスト縮減のため、民間活力活用型の整備手法を導入するなど、着実に年度計画を達成したと言える。	
<p>一般管理費の抑制 一般管理費について、業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%以上に相当する額を削減する。</p>	<p>一般管理費の抑制 一般管理費について、事務の集約化・効率化の推進等により認可法人時の最終年度（平成14年度）比で9%以上に相当する額を削減する。</p>	4	基礎的経費の削減や人件費の抑制などによって、計画を上回る優れた成果を達成している。	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成17年度計画			
<p>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1)業務の質の向上</p> <p>業務の質を向上させるため、次の措置を行う。</p> <p>業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年2回以上開催する。</p>	<p>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画</p> <p>(1)業務の質の向上</p> <p>業務の質を向上させるため、平成17年度において次の措置を実施する。</p> <p>連絡協議会の開催</p> <p>業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回開催する。</p>	3	<p>年度計画に沿って業務を遂行し、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>数値目標の達成にとどまらず、内容の充実に努力されたい。</p>
<p>事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のために弁護士・公認会計士・税理士等の外部講師による職員研修（年3回程度）を実施する。</p>	<p>職員の資質の向上</p> <p>外部講師等（弁護士、公認会計士、税理士を予定）による職員研修を年3回程度実施する。</p>	3	<p>年度計画に沿って業務を遂行し、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>数値目標の達成にとどまらず、内容の充実に努力されたい。</p>
<p>1年サイクルの内部評価制度を導入し、前年度の業務の評価が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバックできるようにする。</p>	<p>業績評価の業務への反映</p> <p>平成16年度の事業及び平成17年度上半期の事業について内部評価を実施するため、内部評価委員会を年2回以上開催し、実績等の分析結果を以後の計画策定・業務の実施方法等に反映させる。</p>	3	<p>年度計画に沿って業務を遂行し、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>下半期の業務の実施方法や次年度以降の計画策定に反映させるための、具体的な例示を要望したい。</p>
<p>独法移行時において会計規程等の見直しを行うとともに、新たに審査役及び契約係長を設置する。</p>			<p>平成15年度に達成済み。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成17年度計画			
<p>広報活動の充実</p> <p>イ ホームページ、パンフレット等の内容を充実させ、独立行政法人評価委員会の評価結果を含めて積極的に各種情報を提供する。</p> <p>ホームページについてはアクセス数を10%増加させるとともに、書き込み欄への意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。</p> <p>ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への掲載等の広報活動を行う。</p> <p>ハ エアフロントオアシスや緑地整備を完了した個所について、成果を周知するため、看板の設置等を行う。</p>	<p>広報活動の充実</p> <p>イ ホームページについては、アクセス数の実績を把握しつつ、一般に理解されやすく親しまれるものとなるよう、引き続き公表資料、データ等の内容の充実を図ると共に、地域住民への周知を図るため関係自治体のホームページにリンクを依頼していく。</p> <p>平成16年度に作成したホームページキッズ版を積極的にアピールすることにより小中学校等への広報活動を行う。</p> <p>ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用し、パンフレットを配布する。</p>	3	<p>各項目とも年度計画に沿って業務が遂行されており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>広報活動による浸透度や効果といった点からの評価を望みたい。</p>

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成17年度計画			
<p>(2)業務の確実な実施 周辺整備基本方針及び中期基本方針で策定された趣旨を踏まえつつ、各事業を進める。</p> <p>再開発整備事業 イ 関係自治体との定期的情報交換を行うこと等により、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。</p> <p>ロ 施設の整備にあたっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により、需要に柔軟・的確に対応する。</p> <p>ハ 中期目標の期間中に、需要の確実性を把握したうえで、7件の事業を行う。</p>	<p>(2)業務の確実な実施</p> <p>再開発整備事業 イ 関係自治体と情報交換を継続的にを行い、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、施設整備を実施する。</p> <p>ロ 施設整備にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れるとともに、建設コスト抑制に努め、空港周辺地域及び施設利用者にとって利便性の高い施設整備を図る。</p> <p>ハ 平成17年度中に2件の整備を実施する。</p>	5	<p>整備可能な国有地が限定されているという困難な条件の中で、中期計画に掲げた整備目標を大幅に上回る新規整備を既に達成(18件)した上に、年度計画についても目標件数を上回る整備(7件)をしている。</p> <p>また、本事業は法人の収益確保と累積欠損金の圧縮に貢献している。</p> <p>さらに、施設整備にあたっては、民間活力活用型の手法を導入し、借受者のニーズに応えるとともに、整備費の縮減と工期の短縮等を図っていることも併せ、特筆すべき優れた実施状況にあり、満足すべき成果である。</p>	
<p>民家防音事業 工事の積算方法や審査方法の見直し、事務の効率化・簡素化に取り組み、交付申請から交付額の確定までの期間を15%短縮する。</p> <p>なお、工事は特定時期に集中することなく計画性を持って実施する。</p>	<p>民家防音事業 再更新工事の計画台数が平成16年度に比して大幅な増加となるものの、事業の円滑な実施及び住民サービスの向上(手続きの軽減)を図るため、更なる事務の効率化及び簡素化を行うことにより、交付申請から交付額の確定までの期間について、平成14年度実績に比して15%短縮する。</p>	3	<p>大阪事業本部における期間短縮目標は達成できなかったものの、審査事務の簡素化や職員の意識向上などにより、相当程度の成果が上がっており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>全体のパフォーマンスを更に高めるため、システム化、アウトソーシングの検討等を含めた多様な努力で、引き続き、期間の短縮に努められたい。</p>

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成17年度計画			
<p>移転補償事業 事務処理の迅速化を図り、移転補償及び土地の買入れについては申請から代金の支払いまでの期間を15%短縮する。</p>	<p>移転補償事業 移転補償及び土地の買入れの申請から代金の支払いまでの期間について、引き続き物件調査等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮することに努める。 また、処理期間の遅延の要因となっている権利関係の解消や境界確認等の手続きに関して、申請・相談時に指導を徹底し、円滑な事務処理を図る。</p>	3	<p>福岡事業本部における期間短縮目標は達成できなかったものの、申請者側の障害を解決するため積極的に働きかけ、相当数の件数を処理しており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>中村地区の移転補償事業 中村地区に係る移転補償事業については、下記により実施する。</p> <p>イ 中村地区整備協議会(幹事会)と意見、情報交換を行い整備を進める。</p> <p>ロ 地元自治会と密に連絡情報交換を行い、事務を円滑に進める。</p> <p>ハ 移転補償の事務(補償額の提示)を行うにあたっては住民及び事業者に十分な説明を行う。</p>	<p>中村地区の移転補償事業</p> <p>イ 中村地区整備協議会(幹事会)と意見、情報交換を月に1回程度実施する。 なお、「移転先用地整備推進部会」において、事業の円滑な実施を図るために調整を行う。</p> <p>ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして実施することで住民の意向把握に努める。</p> <p>ハ 移転補償事務を行うにあたり住民及び事業者に十分な説明を行うとともに、電話等の照会に対しても適切に対応する。</p>	3	<p>関係機関との協議・調整や、地区住民に対するきめ細かな対応など、年度計画は着実に実施されている。</p>	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成17年度計画			
<p>大阪国際空港周辺の緑地整備 大阪国際空港周辺の都市計画緑地の用地取得等については、国・地元自治体等との協力体制を強化し、着実に実施する。</p> <p>イ 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分は、概成に向けて推進する。</p> <p>ロ 緩衝緑地第2期事業分については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。</p>	<p>大阪国際空港周辺の緑地整備</p> <p>イ 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、未買収地約2.6ha（利用緑地残約0.4ha、緩衝緑地第1期残約2.2ha）のうち約0.6haを買収し、用地取得進捗率を約94%とする。また、買収済みの土地約0.7haについて造成・植栽を実施する。</p> <p>ロ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の進捗状況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と引き続き調整する。</p>	3	<p>ほぼ年度計画どおりの用地取得進捗率であり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	
<p>福岡空港周辺の緑地整備 福岡空港周辺の緑地整備を推進する。</p> <p>イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を推進する。</p> <p>ロ 空港南側の一定範囲については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。</p>	<p>福岡空港周辺の緑地整備</p> <p>イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。</p> <p>ロ 空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と引き続き調整する。</p>	3	<p>年度計画どおり緑地整備が進み、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</p>	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成17年度計画			
<p>(3) 空港と周辺地域の共生 国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。</p> <p>イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ啓発活動を積極的に実施する。</p> <p>ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。</p> <p>ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進する。</p>	<p>(3) 空港と周辺地域の共生 空港周辺地域の緑地整備を推進するなど国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。</p> <p>イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ環境関係の講演を行うことにより啓発活動を実施する。</p> <p>ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。</p> <p>ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進するため、引き続き関係自治体の教育委員会を通じて、周辺の学校に働きかける。</p>	3	各項目とも年度計画に沿って業務が遂行されており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成17年度計画			
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>欠損金を30%圧縮する。</p> <p>未収家賃を40%圧縮する。</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画</p> <p>(1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>純利益を計上することにより、欠損金の着実な圧縮を図る。</p> <p>未収家賃を回収するため債権者及び連帯保証人に対する督促、戸別訪問、民事訴訟手続き等を積極的に実施する。</p>	4	<p>純利益の計上、厳しい経営環境下においてコスト削減による欠損金の着実な圧縮、未収家賃の全額回収等、年度計画を上回る成果を出しており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</p>	<p>中期計画に掲げた欠損金の圧縮目標達成は目前である。更なる努力を期待したい。</p>
<p>4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。</p>		平成17年度は該当なし。	
<p>5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし</p>	<p>5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし</p>		平成17年度は該当なし。	
<p>6. 剰余金の使途 該当なし</p>	<p>6. 剰余金の使途 該当なし</p>		平成17年度は該当なし。	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成17年度計画			
<p>7.その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 人事に関する計画 方針 イ 定年退職者の補充にあたっては原則として業務の進捗に応じ削減する。 ロ 国・府・県・市からの出向者については若返りを図り、人件費を抑制する。</p>	<p>7.その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 人事に関する計画 方針 国・府・県・市からの出向者については平均して若返りを図り、人件費抑制につながる人事異動計画が策定されるよう引き続き要望すると共に、事前の調整・協議を充分に行う。</p>	4	退職者の後補充見送りなど、職員の若返りにおける人件費抑制が図られており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	
<p>人事に関する指標 独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。 さらに、中期目標期間中に計画的に人員を抑制する。</p>	<p>人事に関する指標 中期計画期間中に抑制する人員の見通しを確立し、国・府・県・市からの出向者について、派遣元との協議を行う。</p>	4	中期計画期間中に抑制する人員については、既に目標値を超える削減を行っており、更なる削減計画も策定している。中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。	

< 記入要領 > ・ 項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

- ・ 5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・ 必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成17年度業務実績評価調書：空港周辺整備機構

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
				各項目の合計点数 = 70 項目数 (20) X 3 = 60 下記公式 = 117%

< 記入要領 >

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に定められた『共同住宅建設事業については廃止する。また、既存の共同住宅について、(中略)できる限り早期に処分する。』という最終目標を本年度に達成したことは、高く評価できる。また厳しい条件下にあって、人員削減と経費の抑制に努めており、繰越欠損金の圧縮についても注目すべき成果をあげている。

業務運営の効率化、業務の質の向上、人件費抑制を含む財務内容の改善と、すべてにわたって広範な努力と改善がなされており、業務運営評価は「順調」の中にあっても高位に位置する。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

民家防音事業、移転補償事業等においては申請件数の変動など、法人の努力では対応できない要素があるものの、現システムの改善を検討するなど更なる工夫で処理期間の短縮等の効率化を図りたい。

（その他推奨事例等）